

5

---

農 林 業

---



## 30. 農地の転用状況

区 分	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
		総 数	件	86	116	114
	m <sup>2</sup>	52,290	59,304	57,170	57,198	61,959
農 家 住 宅	件	-	-	-	-	-
	m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
工 員 ・ 社 員 住 宅	件	-	-	1	-	-
	m <sup>2</sup>	-	-	379	-	-
一 般 住 宅	件	37	70	74	47	78
	m <sup>2</sup>	24,452	25,179	33,279	13,494	24,704
共 同 住 宅	件	20	24	16	13	24
	m <sup>2</sup>	11,652	18,175	8,117	9,578	17,048
工 場 ・ 事 務 所	件	1	2	1	3	2
	m <sup>2</sup>	384	2,395	7	1,846	2,669
学 校	件	-	-	-	-	-
	m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
その他の建物敷地	件	8	5	4	5	7
	m <sup>2</sup>	7,912	3,434	3,572	7,112	7,691
鉄 道	件	1	-	-	-	-
	m <sup>2</sup>	125	-	-	-	-
道 路 ・ 通 路	件	3	1	-	4	7
	m <sup>2</sup>	72	109	-	716	399
その他の用地	件	16	14	18	27	16
	m <sup>2</sup>	7,693	10,012	11,816	24,452	9,448
植 林 地	件	-	-	-	-	-
	m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-

資料：農業委員会事務局

(注1) 農地法第4条及び第5条の規定による届出受理・許可の状況です。

(注2) その他の建物敷地には「倉庫」を、その他の用地には「駐車場」・「資材置場」を含みます。

## 31. 形態別、農家数

(各年2月1日現在；単位：戸、経営体、人)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
総 農 家 数	369	349	300
販 売 農 家	203	178	146
専 業 農 家	53	39	-
兼 業 農 家	150	139	-
第1種兼業	15	15	-
第2種兼業	135	124	-
自給的農家	166	171	154
農 業 経 営 体	206	194	161
個人経営体	-	-	159
団体経営体	-	-	2

資料：総務部総務課「農林業センサス」

(注1)「農家」とは、経営耕地面積10a以上または農産地販売額が15万円以上の世帯

(注2)「販売農家」とは、経営耕地面積30a以上または農産地販売額が50万円以上の世帯

(注3)「専業農家」とは、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家

(注4)「兼業農家」とは、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。

「兼業従事者」とは、1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者、または農業以外の自営業に従事した者

(注5)「第1種兼業」とは、農業所得を主とする兼業農家

「第2種兼業」とは、兼業所得を主とする兼業農家

(注6)「専業農家」、「兼業農家」の調査項目は、令和2年の調査から廃止

(注7)「自給的農家」とは、販売農家にあたらぬ農家

(注8)「農業経営体」とは、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者

(1) 経営耕地面積が30a以上

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、

その他の事業の規模が基準以上の農業（詳細は農林水産省や県の用語解説のページを参照）

(3) 農作業の受託の事業

(注9)「個人経営体」とは、個人（世帯）で行う経営体。法人化された経営体は含まない

(注10)「団体経営体」とは、個人経営体以外の経営体

(注11) 令和2年調査から主な集計項目は経営体別に変更

## 32. 世帯員数と農業従事者数

(各年2月1日現在；単位：人)

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
世帯員数（総数）	873	753	593
男	412	369	294
女	461	384	299
農業従事者数	514	458	403
農業就業人口	348	322	-
基幹的農業従事者	294	263	216

資料：総務部総務課「農林業センサス」

(注1) 平成22、27年は販売農家の数値、令和2年は個人経営体の数値

(注2) 「世帯員」とは、原則として住居と生計を共にしている人です。出稼ぎに出ている人は含みますが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除きます。また、住込みの雇人も除きます。

(注3) 「農業従事者」とは、販売農家の15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に従事した者

(注4) 「農業就業人口」とは、農業従事者のうち、調査期日前1年間に農業に従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、主に自営農業に従事している者

(注5) 「基幹的農業従事者」とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

## 33. 経営耕地種類別、面積の推移

(各年2月1日現在；単位：ha)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
経営耕地総面積	146	136	120
田	11	10	9
稲を作った田	9	8	—
二毛作をした田	—	—	—
調査日前1年間稲以外の作物だけを作った田	1	1	—
調査日前1年間作付けしなかった田	1	1	—
畑（樹園地を除く）	99	99	91
普通畑	83	86	—
牧草専用地	—	—	—
調査日前1年間作付けしなかった畑	15	12	—
樹園地	37	27	20
果樹園	37	—	—
茶園	—	—	—
桑園	—	—	—
その他の樹園地	—	—	—

資料：総務部総務課「農林業センサス」

(注1) 経営耕地総面積は、田、畑（樹園地を除く）、樹園地の合計。以下同じです。

(注2) 平成22、27年は販売農家、令和2年は農業経営体の数値です。

(注3) 調査日前1年間作付けしなかった田は、災害や労力不足などの理由で、調査日前1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田です。調査日前1年間作付けせず、ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地は含みません。こうした土地は、耕作放棄地としています。以下畑も同じです。

(注4) 牧草専用地は、牧草だけを継続的に栽培している土地。牧草は播種後何年経過していても、施肥・補播などの肥培管理をしていればここに含めます。草地造成により造成した牧草地も含みます。以下同じです。

(注5) その他の樹園地は、たけのこ採取を目的とする竹林、こうぞ、みつまた、はげ、こりやなぎ、ホップ、オリーブなどの栽培地で肥培管理をしているものです。また、庭園用、観賞用として販売する目的の樹木を5年以上にわたって栽培している土地も含みます。

## 34. 経営耕地面積規模別、農業経営体数

(各年2月1日現在；単位：経営体)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
農業経営体（再掲）	206	194	161
経営耕地なし	—	1	1
0.3ha未満	10	17	19
0.3～0.5ha	61	53	37
0.5～1.0ha	92	83	70
1.0～1.5ha	34	27	21
1.5～2.0ha	6	5	6
2ha以上	3	8	7

資料：総務部総務課「農林業センサス」

(注) 令和2年調査から農業経営体のみの集計になったため、過去の調査結果も販売農家から農業経営体の数値に変更しました。

## 35. 農産物販売金額別、農業経営体数

(各年2月1日現在；単位：経営体)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
総 数	206	194	161
販売なし	55	31	45
50万円未満	52	64	42
50～100万円	31	31	21
100～300万円	31	36	27
300～500万円	18	14	13
500万円以上	19	18	13

資料：総務部総務課「農林業センサス」

(注) 令和2年調査から農業経営体のみの集計になったため、過去の調査結果も販売農家から農業経営体の数値に変更しました。

## 36. 作物の種類別、収穫面積

(各年2月1日現在；単位：ha)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
収穫（栽培）面積計	99	X	77
稲	7	7	4
麦 類	—	X	X
雑 穀	—	—	—
い も 類	7	6	4
豆 類	1	X	X
工芸農作物	—	—	3
野菜類	48	X	45
花き類、花木	10	5	2
種苗・苗木類	—	—	—
その他の作物	5	8	X
果 樹（栽培面積）	21	X	12

資料：総務部総務課「農林業センサス」

(注) 「収穫面積」とは、調査日前1年間に収穫した面積であり、作付けしただけで、まだ収穫していないものや災害等により収穫できなかったものは除きます。同一個体から1年のうち、何回も収穫したものは延べ面積ではなく、その占有面積（実面積）を計上しました。また、施設で収穫（栽培）したものは含みません。

## 37. 家畜等を飼養している経営体数と飼養頭羽数

(各年2月1日現在)

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
乳 用 牛			
飼養経営体数	3	—	—
頭 数	16	—	—
肉 用 牛			
飼養経営体数	2	1	—
頭 数	X	X	—
豚			
飼養経営体数	—	—	—
頭 数	—	—	—
採 卵 鶏			
飼養経営体数	1	1	1
羽 数(100羽)	X	X	X
ブロイラー			
飼養経営体数	—	—	X
羽 数(100羽)	—	—	X

資料：総務部総務課「農林業センサス」

## 38. 農用機械の所有台数

(各年2月1日現在；単位：台)

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
動力耕うん機・農用トラクター	184 (170)	133 (122)	—
歩行型	—	—	—
乗用型	—	—	—
15馬力未満	—	—	—
15～30馬力	—	—	—
30馬力以上	—	—	—
動力防除機	—	—	—
(乗用型スピードスプレーを除く)			
乗用型スピードスプレー	—	—	—
動力田植機	32 (32)	28 (24)	—
バインダー	—	—	—
自脱型コンバイン	} 20 (19)	} 17 (17)	—
普通型コンバイン	—	—	—
米麦用乾燥機	—	—	—

資料：総務部総務課「農林業センサス」

(注1) 平成22年以降のカッコ内の数字は所有している農業経営体数(単位：経営体)です。

(注2) 令和2年調査では項目が廃止



## 39. 主要農産物作付面積及び収穫量

(単位：ha、t)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年
水稻			
作付面積	9	9	8
10a当たり収量	0.462	0.464	0.483
収穫量	42	42	39
小麦			
作付面積	—	X	X
10a当たり収量	—	X	X
収穫量	—	X	X

資料：総務部総務課「作物統計調査」

(注) 陸稲については、市区町村別の情報はありません。

